



瀬戸市

子どもの権利

KENRI
第3条

安全に安心して 生きる権利

健康な生活ができ、
適切な医療が受けられること



命が守られること

愛情をもって大切に
育てられること



あらゆる差別を
受けないこと

虐待等のあらゆる暴力及び
犯罪から守られること

プライバシーを
守られること



KENRI
第4条

自分らしく 生きる権利

自分の存在を
認められ、尊重
されること



自分で自分の
ことを
決めること

自分の目標に向かって
挑戦すること



KENRI
第6条

のびのびと豊かに 育つ権利

遊ぶこと



学ぶこと



心及び体を
休めること



食べること



KENRI
第5条

主体的に 参加する権利

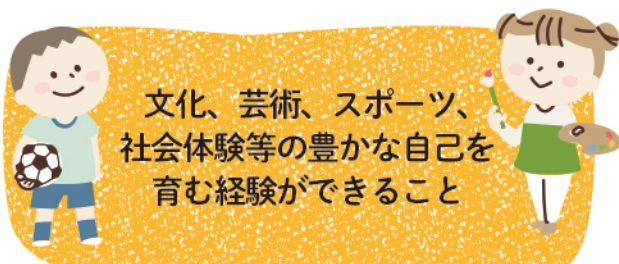
意見を表明する
機会が与えられること



自分の意見が尊重されること

意見を表明するため、必要な情報の
提供その他支援をうけられること

文化、芸術、スポーツ、
社会体験等の豊かな自己を
育む経験ができること



子どもの権利を保障する市及び保護者等の責務

市の責務



- 国、他の地方公共団体と連携するとともに、あらゆる施策を通じて、子どもの権利を保障するよう努めなければならない。
- 子どもの権利を保障するため、保護者等と連携及び協働し、必要な施策を実施しなければならない。

保護者等の責務



- 保護者は、子どもの養育及び成長について責任があることを自覚し、ふれあいの機会を大切にして、子どもが健やかに育つよう努めるものとする。



学校等関係者の責務



- 子ども一人一人の発達段階に応じ、子どもが主体的に学び、及び育つことができるよう必要な支援を行う。
- 虐待、体罰から子どもを守るため、その解決に向け、市及び関係機関と連携する。
- いじめの発見及び防止に努め、市及び関係機関と連携し、いじめのない社会の実現に努める。

地域住民等の役割



- 子どもを共に暮らす地域社会の一員として認め、子どもが地域で健やかに育つよう支援に努める。
- 虐待等のあらゆる暴力及び犯罪から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努める。



子どもの権利を保障する支援

- 子ども総合計画で策定した施策を総合的に実施する。
- 子ども総合計画を改定する場合は、子ども・若者会議を始めとする子どもの意見を聴取する機会を設け、その意見を尊重するものとする。
- 市は、子どもの権利について子どもや大人、すべての人に広く周知する。
- 子どもの権利を学べるように支援をする。
- 子ども・若者会議を設置する。
- 虐待等に対する取り組みを行う。
- 子どもが自発的にいろいろなことを体験し、仲間と交流する場を作り、豊かな自己を育むことを支援する。
- 子どもの権利を守りながら、安心して子育てができるよう必要な支援を行う。
- 特別な支援が必要な家庭及び子どもに対し、安心して暮らすことができるよう必要な支援をする。

